

舞鶴都市計画の変更に伴う手続きについて

舞鶴都市計画の変更に伴い、原案の閲覧及び公述申出を経て公聴会を開催する。

1 原案の閲覧、公述申出

① 変更内容

舞鶴都市計画下水道の変更

② 原案の閲覧、公述申出期間の縦覧場所

舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館
(申出書の提出は舞鶴市都市計画課)

③ 閲覧期間及び公述申出期間：令和4年8月5日（金）～令和4年8月19日（金）

2 公聴会（公述申出書の提出がなければ開催なし）

① 日時 令和4年9月13日（火）13時30分～

② 場所 舞鶴市役所 別館5階 大会議室

【お問い合わせ先】

都市計画課：☎0773-66-1048、FAX0773-62-9894

E-Mail：tokei@city.maizuru.lg.jp

担当：吉田、上羽、佐藤